

須坂市農業委員会 令和2年12月総会 議事録

- 1 招集 令和2年12月25日(金) 午後3時
- 2 開会 令和2年12月25日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和2年12月25日(金) 午後3時30分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤稔	〃	17番	春原等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原博	〃	18番	中村嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	19番	櫻井清一
〃	4番	返町惇	〃	12番	神林清治	〃	20番	竹前清孝
〃	5番	小林郁雄				〃	21番	大澤敏志

- 6 欠席した農業委員 10番 小林昇委員
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第18号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について(2アール未満の届出)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会12月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、小林委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。年の瀬も迫っている中で大変お忙しい中、また雪も降る中ではありますが、12月総会にご出席いただきありがとうございます。

議長 今年の定例総会につきましては、本日が最期ということになりますが、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

議長 12月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。最初に、議事録署名委員の指名を行います。須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、13番田中郁男委員、1番原千賀子委員をご指名申し上げます。それでは、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数1件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございませうか。ないようですので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

3番事務局議長 譲受人の経営状況と申請地で何を耕作されるのか教えてください。(営農計画に基づき説明)

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。ないようですので、採決を行います。議案第31号の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第31号の1件については許可と決定しました。次に、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数25件を議題といたします。最初に、No.1からNo.12の12件について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

説明員議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。3番 1番から5番についてですが、借受人は現在40アールほど経営されていますが、来年、早期退職する予定で経営面積としては80アールほどになるそうです。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5番説明員 No.7の設定期間が1年の理由は何ですか。借受人は、現在、里親となって研修生の受け入れをしていただいておりますが、研修期間が終わった後、研修生に引き継ぐということで1年としています。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございませうか。ないようでありますので、採決いたします。議案第32号のNo.1からNo.12の12件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第32号のNo.1からNo.12の12件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第32号のNo.13からNo.24までの12件について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

説明員議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。7番 No.16と17の関係ですが、堤外地の遊休農地化対策ということで、共有地と私有地

になります。借受人が小麦を栽培して遊休化を防止するものです。

議長

ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 32 号のNo.13 からNo.24 までの 12 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 32 号のNo.12 からNo.24 までの 12 件については、決定とすることに決定しました。

議長

次に、議案第 32 号のNo.25 の 1 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 32 号のNo.25 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 32 号のNo.25 の 1 件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 5 件、報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号（2 アール未満の届出）の規定による届出について」報告件数 3 件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件についてご質問はありますか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、12 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。